

令和2年12月2日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

建設業法施行規則等の改正に伴う建設業許可事務ガイドラインの改訂
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和2年9月7日から令和2年9月16日まで、建設業法施行規則等の改正に伴う建設業許可事務ガイドラインの改訂に関する意見の募集を行いましたところ、計46件の御意見をいただきました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
<p>○ 【第7条関係】1.（1）1について（ガイドライン改訂案24ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の明確化の視点からの意見（意見の骨子） <p>取締役会を設置しない株式会社の場合における、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関する決定のプロセスの類型を明示するとともに、同ページ30行目以降に例示される確認書類においても、株主総会議事録又は取締役決定書といった書類名を追記するなどして明示した方がよいものと思われる。</p> <p>（理由）</p> <p>（1）建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年法律第三十号）において、建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直すこととした趣旨は、地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要であることから、経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化したことにある。</p> <p>（2）ところで、平成18年以降に設立された建設業を営む株式会社には、2以上の取締役があったとしても取締役会を機関として設けない、さらには、取締役が1名だけのものも多く見られる。</p> <p>（3）その場合、重要な事業執行に関する決定権は株主総会又は代表取締役に属することとなるが、当該ページ19行目乃至21行目において「(前略)許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権</p>	<p>○ 許可事務ガイドライン【第7条関係】1.における「役員」の定義のうち、「これらに準ずる者」の定義として、「(略)執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については、含まれるものとする」とある通り、執行役員等が「役員」に該当するためには、取締役会設置会社において、取締役会の決議を経た具体的な権限移譲を受けることが必要であると整理しています。</p>

限移譲を受けた執行役員等については、含まれるものとする。」と記載されており、取締役会を設置しない株式会社における機関決定の在り方が必ずしも判然としない。

(4) よって、上記(意見の骨子)のとおり提案する。

- 常勤役員等を直接に補佐する者は、取締役でもよいか

常勤役員等を直接に補佐する者が取締役である場合は「当該常勤役員等から直接に指揮命令を受け業務を行う」とは言えないかと思われるが常勤役員等が7条1号口に該当する場合において当該常勤役員等を直接に補佐する者が事後的に取締役に就任した場合には許可の要件を欠くことになるのか。

- 「直接に補佐する」の定義は「直接指揮命令を受け業務」とあり、補佐が当然に下位の立場と位置づけていると思いますが、同等又は上位の者による補佐は認めないという理解でよろしいでしょうか。

- 常勤役員等を直接に補佐する者は、常勤性を求められるか

現経営の定年に伴い後任となる常勤役員等が7条1号口に該当する場合において現経営が財務管理等の業務経験を有しているときに非常勤取締役や相談役等の非常勤職員として常勤役員等を補佐することは可能か。

- 「経営業務の管理責任者としての経験」は、財務管理等の業務経験として計算できるか

- 規則第7条第1号口に掲げる許可の基準を満たそうとする場合、常勤役員等を直接に補佐する者は、「組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うこと」が必要です。常勤役員等を直接に補佐する者が事後的に取締役に就任し、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第7条第1号口に掲げる許可の基準を満たさなくなった場合、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項第1号の規定に基づき、許可の取消し対象となる可能性があります。

- 許可事務ガイドライン【第7条関係】⑧において、「直接に補佐する」とは、「組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいう」と定義しており、必ずしも常勤役員等を直接に補佐する者が常勤役員等よりも下位の立場であることは求めておりません。

- 常勤役員等を補佐する者についても、常勤性を求めています。許可事務ガイドライン【第7条関係】⑧において、「直接に補佐する」とは、「組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うこと」と定義されています。

- 許可事務ガイドライン【第7条関係】⑤における「経営業務の管理責任者としての経験」の

財務管理等の業務経験3年＋執行役員（取締役）の経験2年のような場合に「当該常勤役員等を直接に補佐する者」の要件を満たすか。

○ 改正法施行後における常勤役員等としての経験が「経營業務の管理責任者としての経験」に含まれるのかどうか不明（特に補佐者を伴う経験も経營業務の管理責任者としての経験に含まれるのかどうか不明確）であるように思う。

○ 財務管理等の業務経験期間における役職等の制限はあるのか。
「当該常勤役員等を直接に補佐する者」については「当該常勤役員等から直接に指揮命令を受け業務を行う」こととされているが財務管理等の業務経験期間においては、当該業務の行う部署に配属されていればよく平社員でも経験期間として計算してよいか。

○ 分割等認可申請時の財務管理等の業務経験の取扱いはどうなるのか。
財務管理等の業務経験については「常勤役員等を直接に補佐する者になろうとする建設業を営む者の経験に限られる。」とされているが、分割等認可申請を行った場合に分割被承継法人での経験も計算できるか。

○ 「欠格要件」該当判断の該当者は「役員等」であって、「常勤役員等を補佐する者」はその判

定義中にある「建設業の経營業務について総合的に管理した経験」には、建設業の財務管理、労務管理及び業務運営の業務経験を含むため、「経營業務の管理責任者としての経験」を規則第7条第1号ロでいう財務管理、労務管理及び業務運営の業務経験として計算することは可能です。

○ 許可事務ガイドライン【第7条関係】⑤に定義がある通り、「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。当該経験を有していると認められれば、補佐する者を置く常勤役員等としての経験であっても、経營業務の管理責任者としての経験年数に計算できるものと考えます。

○ 規則第7条第1号ロでいう財務管理、労務管理及び業務運営の業務経験期間における役職の制限はありません。

○ 分割承継法人及び分割被承継法人の両者は別の法人であるため、分割承継法人において常勤役員等を直接に補佐する者になろうとする場合は、分割被承継法人での経験は計算できず、分割承継法人における一定の経験が必要となります。

○ 「役員等」とは、法第5条第3項に規定のある通り、「業務を執行する社員、取締役、執行

断該当者には入らないという認識でよろしいでしょうか？

- 「財務管理」・「労務管理」・「業務運営」の業務経験を積む部署が中小企業の場合だと同一又は重複するようなものであった場合、その具体的な確認書類等はどのようなものになるのでしょうか？
- 「役員等に次ぐ職制上の地位」にいう「役員等」の定義が不明確である。13頁（【第5条及び第6条関係】2のまる6）にある「法第5条第3項に規定する役員等（以下「役員等」という。）を意味するのであれば、執行役員は「役員等」に含まれることはなく、「役員等に次ぐ職制上の地位」は取締役等に次ぐ職制上の地位にある者（執行役員など）を意味することになるが、24頁（【第7条関係】1（1）まる1）の「常勤役員等」の説明の中に出てくる「役員」を意味するのであれば、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し取締役会の決議を経て取締役会等から具体的な権限移譲を受けた執行役員は「役員」に含まれることになり、その場合、「役員等に次ぐ職制上の地位」は、当該執行役員に次ぐ職制上の地位にある者を意味することになると考えられるが、いずれであるか不明である。また、もし後者であれば、「許可を受けようとする建設業」の経營業務の執行に関し取締役会の決議を経て取締役会等から具体的な権限移譲を受けた執行役員でなければならなくなるが、この度の建設

役員若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」をいうため、常勤役員等を直接に補佐する者であっても、同項に規定する者でない場合には、法第8条に規定する欠格要件の対象外となります。そのうえで、「役員等又は政令で定める使用人」に該当する者（例えば相談役、顧問等）が補佐する者になる場合に、法8条第11号の対象となる可能性が考えられます。

- 企業規模の大小に関わらず、規則第3条第1号ロ(3)の規定に基づき、組織図（全社的なものを含み、かつ、常勤役員等を直接に補佐する者の業務経験を明確にしたもの）等により、確認することとなります。
- 「役員等に次ぐ職制上の地位」にいう「役員等」とは、法第5条第3項に規定する「役員等」と同義です。

業法施行規則改正が「許可を受けようとする建設業」であるか否かの区別を撤廃したとと整合性がとれていないように思う。

- 承継先の事業者が無許可業者の場合、承継認可申請時における当該承継先の常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者並びに専任技術者の常勤性の確認はどのように行われるのでしょうか？

- 【第17条の3関係】 4. (3) (4) について (ガイドライン改訂案 42 ページ)

- ・ 明確性確保の視点からの意見 (意見の骨子)

建設業法上の「相続」の定義を別に定めるなどして、建設業許可における「相続」認可申請手続と民法上の相続手続を申請者側において明確に峻別できるようにした方がよいものと思われる。

(理由)

(1) 持続可能な事業環境の確保の観点から、相続における事業承継が円滑になされるよう手続が整理されることは重要であると考ええる。

(2) ところで、一般的な相続手続においても「相続人の所在不明等による意思表示の不在」によって円滑に進まない場合が多く、建設業における事業承継においても同様の問題が想定されるところである。

(3) 以上のような場合、「被相続人が営業していた建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人同意書」が、被相続人及び申請者の意思が明らかであるにも関わらず、こうした意思に反して容易に揃わないことがありうる。

(4) また、遺産分割協議書等に同趣旨の条項が設けられているにもかかわらず、当該書面に署名押印がなされる作業とは別に当該同意書を求めることは他の相続人にとって負担となることから、当該同意書に代えて当該協議書 (の写し) の提出をもって足りるのでは

- 許可事務ガイドライン【第17条の2関係】 「6. 認可に付する条件について」に基づき、認可の際に、「事業譲渡等の日以降に要件を確認できる書類の提出を求める」旨の条件を付し、事後に確認するものと考えます。

- 民法における相続の規定による相続人がある場合、当該相続人は、法第17条の3の規定に基づき、被相続人が営んでいた建設業の全部を引き続き営むための認可を許可行政庁に申請することができます。このとき、申請者以外に相続人がある場合においては、当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書の提出が必要となりますが、被相続人の遺言により相続分が決定されている等の事由により、申請者以外に相続人がいない場合においては、同意書の準備は必要ありません。

<p>ないか、などの疑義が生じる余地があるように思われる。</p> <p>(5) よって、上記（意見の骨子）のとおり に提案する。</p> <p>○ 別表2について（ガイドライン改訂案 52 ページ） 当該別表の右欄に記載されている各書類の名称が、改正された建設業法施行規則のそれと対応していないので、表記の修正が必要であると思われる。</p>	<p>○ 改正後の規則と対応するよう修正しました。</p>
--	-------------------------------

※掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。